

様式 1

最低制限価格（又は調査基準価格）の算定に係る参考調書

役 務 名	
開 札 日	年 月 日 ()
当該役務の積算額 【予定価格の案 (=②×110/100)】	円
業 務 価 格 ② 【入札書比較価格の案】	円
最低制限価格の算定に係る率	% ※上記の率の小数点第1位に任意の数を加え予定価格調書に記載する。

(1) 要領第4条第1項第1号又は第14条第1項により算出する額

直接人件費 (円) の9/10	※2	円
【最低賃金による算定額(※1)	円】	
直接物品費 (円) の9/10		円
【業務管理費 A	円】	
法定福利費 B (円) の9/10		円
Bを除く業務管理費 A-B (円) の7/10		円
一般管理費等 (円) の7/10		円
上記以外 単価提示業務分 (円) の8/10		円
の経費 其他業務分 (円) の7/10		円
① 計		円

※1 最低賃金による算定額が、明らかに直接人件費の9/10の額を下回ることが認められるときは、当該金額の算定を省略できる。

※2 「直接人件費×90%の額」<「最低賃金による算定額」の場合は、最低賃金による算定額を記載すること。

(2) 本役務の業務価格（積算金額×100/110）

② 業務価格	円
--------	---

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点以下切捨て

年 月 日	参考調書作成者	印
-------	---------	---

様式 2 (低入札価格調査結果報告書)

部 長	課 長	係 長	係	報告日	年 月 日
				報告者	(入札執行者)

低入札価格調査結果報告書

下記役務において、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について、下記のとおり報告します。

役 務 名	
調査対象者	
[調査の結果]	
[意見]	

審議結果調書

部 長	課 長	係 長	係	入札執行者

審議日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分まで	審議場所	
審議結果	調査の対象者を落札者として (認める ・ 認めない)		
理由			

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式3 (落札結果通知書(1))

第 号
年 (年) 月 日

(落 札 者) 様

札幌市
水道事業管理者 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の役務については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者に決定しましたので、通知いたします。

記

1 役 務 名

2 入 札 金 額 金 円

契 約 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

※ 契約書は、 月 日から 局 部 課において渡しますので、同日から 日以内に同課に提出してください。その期日内に提出しない場合は、落札を取り消します。

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4 (落札結果通知書(2))

第 号
年 (年) 月 日

(入 札 者) 様

札幌市
水道事業管理者 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の役務については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1 役 務 名

2 落 札 者

3 入 札 金 額 金 円

契 約 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5 (落札結果通知書(3))

第 号
年 (年) 月 日

(最低価格入札者) 様

札幌市
水道事業管理者 印

落 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の役務については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知いたします。

記

1 役 務 名

2 入 札 金 額 金 円

3 落札者としな理由

備考 この様式により難い場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式6 (入札結果調書)

管理者	部長	課長	係長	報告日	年 月 日
				供覧 終了日	年 月 日

下記業務において、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果、次のとおり決定しましたので、報告します。

業 務 名	
調 査 対 象 者	
落 札 者	
落 札 金 額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金 額 円 (円)
その他 (調査対象者を落札者としなかつた理由等)	

低入札価格調査の結果等 別添のとおり

備考 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。